

(趣旨)

第1条 この要綱は、大宜味村障害者地域生活支援事業規則(平成21年規則第8号)第2条第1項第4号に基づく大宜味村移動支援事業(以下「事業」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、一般の交通機関の利用が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、障害者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は大宜味村とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

2 事業の実施に当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないように留意すること。

(実施方法)

第4条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
- (2) 車両移送型 移送用車両(リフト付車両等)による送迎支援(必要な介助含む。)

(対象者)

第5条 事業の対象者は、村内に居住地を有する障害者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び単独で通所・通学することが困難な障害者等の特別支援学校等への移動、余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援が必要と村長が認めた者とする。

(サービスの内容)

第6条 事業の内容は、病状等の急変や急性増悪及び外傷等による緊急を要する医療機関等への受診を除く、福祉サービス提供事業所及び医療機関等への移送とする。

2 事業のサービスを利用できる範囲は、村内及び国頭郡内町村並びに名護市とする。

(運行日)

第7条 この事業の運行日時は、月曜日から金曜日とする。ただし、次に掲げる日は休みとする。

- (1) 祝祭日(12月29日から翌年1月3日及び6月23日(慰霊の日)を含む。)
- (2) 台風及び地震等の自然災害が発生し、運行が困難であると村長が認めるとき。ただし、緊急を要する場合は、実施機関にて判断し、利用者へ通知するものとし、速やかに村長へ報告するものとする。

(利用申請)

第8条 利用を希望する者は、大宜味村外出支援サービス事業利用(変更)申請書(様式第1号)により村長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第9条 村長は、前条の規定による申請書の提出がある場合は、審査の上、申請者に対しその結果を大宜味村外出支援サービス事業利用(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の規定により、利用該当者に決定した場合は、大宜味村外出支援サービス事業利用者登録台帳(様式第3号)に登録し、事業受託者にその旨通知するものとする。

(利用の変更)

第10条 利用者は、利用の内容を変更したいときは、大宜味村外出支援サービス事業利用(変更)申請書(様式第1号)により村長に申請するものとする。

2 前項の規定により、利用変更を決定した場合は、申請者に対しその結果を大宜味村外出支援サービス事業利用変更(決定・却下)通知書(様式第4号)により通知するものとし、事業受託者にもその旨通知するものとする。

(利用の廃止等)

第11条 村長は、対象者が次に掲げる各号の一に該当するときは、利用を廃止又は停止することができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 身体障害者更生施設等に入所したとき。
- (5) 3ヶ月以上の長期入院の必要があると認められたとき。
- (6) 申出による辞退又は停止

- (7) その他、利用することが不相当と認められるとき。
- 2 対象者は利用を廃止又は停止の必要があるときは、大宜味村外出支援サービス事業利用廃止(停止)届(様式第5号)を村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定により移動支援の利用を廃止又は停止の決定を行ったときは、大宜味村外出支援サービス事業利用廃止(停止)決定通知書(様式第6号)により通知するものとし、事業受託者にもその旨通知するものとする。

(利用者負担)

第12条 村長は、別表に定める実費相当分を利用者に負担させるものとする。

- 2 前項の規定による利用者負担は、当該月分を翌月の末日までに事業受託者に納付するものとする。

(利用者及び介護者の遵守事項)

第13条 このサービスの利用者及び介護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者が、病気その他の理由で利用しようとする日時に利用できなくなった場合は、速やかにその旨届け出ること。
- (2) 介護者は、利用者の心身の状況に応じて介添乗車すること。
- (3) 乗車については、運転者の指示に従うこと。
- (4) サービスを利用する者は、原則として一週間前までにサービス提供事業所へ予約の確認を行うこととする。

(運転手の遵守事項)

第14条 外出支援用車輛の運転手は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)等を遵守すること。
- (2) 利用者及び介護者の処遇に関して細心の注意を払うこと。
- (3) 突発的な事故が発生した場合は、適切な処置を講ずるとともに、速やかにその旨村長に届け出ること。

(経理の区分及び実績報告等)

第15条 事業受託者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、翌月の10日までに前月の実績の報告及び、当該事業年度の翌年度の4月10日までに決算書を添付の上、年間実績を村長に対し報告しなければならない。

(帳簿等)

第16条 事業受託者は、次に掲げる帳簿を備えつけ、常に整備しておかなければならない。

- (1) 大宜味村外出支援サービス事業運行日誌(様式第7号)
- (2) 大宜味村外出支援サービス事業週間予定表(様式第8号—1)
- (3) 大宜味村外出支援サービス事業月間予定表(様式第8号—2)

(調査)

第17条 村長は、事業受託者が行う事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(遵守事項等)

第18条 事業受託者は、利用対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(様式の変更)

第19条 事務の簡素化、効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合等は、この要綱に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

附 則(平成23年訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第26号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際に、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第12条関係)

大宜味村移動支援事業利用者負担基準

サービスの範囲	個別支援型 利用者負担額(片道)
---------	------------------

村内	100円
国頭・東	200円
名護	400円
今帰仁・本部	500円
上記以外の国頭郡内	700円

※上記以外の負担については、別途自己負担とする。

[様式第1号\(第8条、第10条関係\)](#)

様式第1号(第8条、第10条関係)

大宜味村外出支援サービス事業利用(変更)申請書

年 月 日

大宜味村長 殿

申請者 氏名： 印
住所：
連絡先：

大宜味村移動支援事業実施要綱第7条(第9条)の規定を遵守の上、下記のとおり利用(変更)申請します。

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日		
	氏 名		男・女	年 月 日		
	住 所		電話番号			
障 害 名			障 害 手 帳	身体・知的・精神・なし		
手 帳 番 号			等 級	種 級		
介 護 度	要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		介護サービスの利用	有 無		
健 康 状 態	既 住 歴					
	現在の状況 (具体的に)					
申請(変更)理由						
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考
定期的な通院先			通院回数	週・月 回		
備 考						

[様式第2号\(第9条関係\)](#)

様式第2号(第9条関係)

大宜味村外出支援サービス事業利用(決定・却下)通知書

第 号
年 月 日

殿

大宜味村長

年 月 日付で申請のあった大宜味村移動支援事業の利用申請について下記のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決 定

利用開始日 年 月 日

回 数 週・月 回

2 却 下

理 由：

様式第4号(第10条関係)

大宜味村外出支援サービス事業利用変更(決定・却下)通知書

第 号
年 月 日

殿

大宜味村長

年 月 日付で申請のあった大宜味村移動支援事業の利用変更申請について下記のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決 定

利用変更開始日 年 月 日

変更後回数 週・月 回

2 却 下

理 由：

[様式第5号\(第11条関係\)](#)

様式第5号(第11条関係)

大宜味村外出支援サービス事業利用廃止(停止)届

年 月 日

大宜味村長 殿

届出者 氏名： 印

住所：

連絡先：

次のとおり大宜味村移動支援事業の利用を廃止(停止)するようお届けいたします。

1 利用者氏名

2 廃止の期日： 年 月 日

3 停止の期日： 年 月 日から 年 月 日

4 廃止(停止)の理由：辞退・死亡・転出・長期入院・施設入所
その他()

[様式第6号\(第11条関係\)](#)

様式第6号(第11条関係)

大宜味村外出支援サービス事業利用廃止(停止)決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大宜味村長

年 月 日付で届出のあった大宜味村移動支援事業の利用について下記のとおり廃止(停止)するので通知します。

1 利用者氏名

2 廃止の期日： 年 月 日

3 停止の期日： 年 月 日から 年 月 日

4 廃止(停止)の理由：

[様式第7号\(第16条関係\)](#)

様式第8号—1(第16条関係)

大宜味村外出支援サービス事業週間予定表

月 日	内 容

[様式第8号—2\(第16条関係\)](#)

様式第8号—2(第16条関係)

大宜味村外出支援サービス事業月間予定表

日	曜日		日	曜日	
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		
			31		